

第14回 稚内市自治基本条例審議会

- (と き) 平成18年10月13日(金) 18:00～20:40
(ところ) 市役所本庁舎3階市長会議室
(出席者) 横山会長、斉藤委員、金村委員、岡部委員、今田委員、田辺委員
[事務局] 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、佐々木主事
[傍聴者] 1名

1 開 会

(政策経営室主幹)

それでは、ただいまより第14回稚内市自治基本条例審議会を開催いたします。
本日は5名が欠席となっております。よろしく願いいたします。

2 審 議

(1) 条文の審議

(会 長)

前回は行政運営のところを議論しました。主要な部分については、ざっと議論したことになります。

まず審議会案をご覧ください。第8章 市政の運営ですが、「市の執行機関の運営原則」「総合計画」「行政評価」「財政運営」「説明責任」「組織」「附属機関等」「国・道・他自治体との連携・協力」について、改めて事務局より条例案が出されていますので、ご意見があればいただきたいと思います。

(事務局)

本日の資料で修正した部分の説明をさせていただきます。

第21条(市の執行機関の運営原則)では、第1項の「予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務」を「議会の議決、法令等に基づく事務」へ修正しました。

第23条(行政評価)では、解説に「市民参加による評価」を入れては、という意見がありましたので、解説文の中に「市民参加による評価の仕組みについても指針で定めることを規定しております。」という文章を入れました。

第24条(財政運営)の第1項に、「最小の経費で最大の効果が得られるような」という文言を入れました。

それから、第2項ですが、「効果的で合理的な～」を「効率的で効果的な～」へ修正しました。

第25条(説明責任)では、接続詞がわかりにくいということでしたので、「～市民の説明の求めに対して」を「～市民が説明を求めた場合」へ修正しました。

第28条は、(国・道・近隣市町村との関係)を(国・道・他自治体との連携・協力)に修正し、第2項「市は、道内及び道外の自治体と交流を行い、まちづくりに必要な情報を交換し、連携、協力して、互いのまちづくりの推進に役立てます。」を追加しました。

(会 長)

修正部分について、皆さんよろしいでしょうか。

では、次に市政運営の件で、委員長メモをご覧いただきたいと思います。

関与団体などについて詳しく書く必要があるのかどうか、です。事務局案では一切触れていないのですが、昨今の夕張市など、いろいろな問題もありますので、入れたらよいのではないかというのが私の意識です。その際、入れるとしたらどこまで書くのか、つまり詳しく書くのか、あまり詳しく書かないのかが問題です。

もし詳しく書くとしたら、「出資法人(公社・第3セクター等)」、「指定管理者」、「補助金を交付している各種団体」の三つに大きく分けられるのではないかと思います。私が例として出したのは、出資法人については、「市は出資法人に対して適切な情報公開がおこなわれるとともに、出資目的が効果的かつ効率的に達成できるように必要な意見・助言を出資法人に対してできる」という文章です。それから、指定管理者については、「市は指定管理者に対して、適切な情報公開が行われるとともに、当該管理の業務や経理の状況に関し、必要な指示ができるものとする。」。補助金交付団体については、「補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、調査ができる。」。このような文言になるのではないかと思います。

もっと簡素に書くのであれば、関与団体等として、(出資法人や指定管理者、補助金交付団体というのを一括して書いて、)「その目的が適切に達成されるよう、市は必要な意見・助言を述べることができる。」とか、「市民に安心して安定した公共サービスの提供に努める」といった文言にとどめるのがよいのか、ということであります。

この点についていかがでしょうか。

事務局から、出資法人と指定管理者、補助金交付団体についての簡単な説明があります。では、よろしく申し上げます。

(事務局)

まず、市が出資している団体については現在 35 団体あります。平成 17 年度末残高として 2 億 9400 万円出資しています。それから、市が有価証券を保有する団体については 13 団体あり、平成 17 年度末現在で 10 億 5400 万円という額になっております。これらについては、毎年議会へ決算として報告し、認定をいただいております。それから、財政状況の中で広報誌などを通じて公表もしております。

指定管理者制度については、地方自治法の一部改正に伴い、従来、公の施設は市が直接管理をしていましたが、民間事業者・NPO法人等もその管理団体(指定管理者)となることができることになったというものです。これは議会の議決を経て、市が団体を指定して委託をするという制度です。民間団体の持つノウハウを施設管理に活用することで、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上が図られることや、経費の節減等が図られることが期待されています。稚内市では、現在 94 の施設について指定管理者へ委託しております。また、指定管理者についての条例も整備しています。

(会長)

ありがとうございました。

指定管理者の場合も、公共サービスを「市が直営で」ではなくて指定管理者が担うということですので、公共サービスであることには変わりはないわけです。それから、出資団体につきましては、とくに第 3 セクター等について、なかなか不透明な部分が結構あるわけです。そういうことも含めまして、何らかの記述が必要なのかどうかです。それから、市が補助金を各種団体に交付しております。その補助金が適切に使用されているのかということも含めまして、それぞれについて書く必要があるのか、それとも一括して書くのか、今回は全く触れないことにするのか、いろいろな判断ができると思います。

他自治体が基本条例で指定管理者制度について触れていないのは、新しい制度だからではないかと思います。出資団体等については、新しく基本条例を作っているところほど規定しているようです。稚内市の場合は公社というのが結構多いですし、そのようなことを含めまして検討していただきたいと思います。

(委員)

いま、公社というお話がありましたが、ある団体が出資している公社について、その公社の経営が芳しくない中で、出資金については返ってくるとは定款に謳われていないので、行政指導で償却した、という経緯を知っています。そのようなこともあり、個別にたくさん並べる必要はないと思いますが、何らかの形で関与団体については盛り込みたいという気持ちがあります。

(室長)

このことについては、ものすごい議論を呼ぶのではないかと思います。このような話になると、参画や協働といった前の文章が全部飛んでしまうような気がします。もともと大事なことは一体何なのか。もちろん、1つ1つは大事なことです。稚内市にとって生々しい問題であるがゆえに、今まで議論した本来の自治基本条例の部分が全部飛んでしまわないか、危惧しています。

(委員)

それは議会の承認が難しくなるということですか。

(室長)

そうです。何故このようなものが入るのか、という話から始まると思います。

(委員)

でも大事なことですよね。

(会長)

ただ、「出資法人」や「指定管理者」と規定せずに、一括して「関与団体等」としておけば、「市は、その目的が適正に達成されるよう必要な意見・助言を述べることができる」という文言であれば、とりたてて、それで大きな問題が出てくるようには思えないのですが。

(委員)

総合的な柔らかい表現で、というのはどうなのでしょう。

(会長)

一般的な観点からすれば、「関与団体等」というのはむしろ必要なのではないかと思います。

(事務局)

文言にもよると思います。議会としては、このことについては十分議論し厳しくやっているのに、それをなぜあえてここで言わなければならないのかという話になる可能性もあります。

(会長)

そう言ってしまうと、あらゆる問題が出てくるのではないのでしょうか。「参画・協働とはいいたい何なんだ」という意見が出てきても不思議ではないわけです。

(委員)

経営状況を知る権利の重要性はあると思います。

(会長)

自治基本条例はこれからずっと続いていく条例ですから、そういう面では、議会との関係もあるでしょうけれども、稚内市の将来のまちづくりについて書いていくわけですから、こういうところでとどまてはいけないという気がします。「それぞれ業務や経理の状況に関し」という文言を入れると波風が立つのであれば、今回は、委員長メモに書いてあるような文言くらいにとどめてはどうでしょうか。逆に、載せないのは不自然という気がします。

(委員)

市民の方々への意識付けのためにも入れたほうが良いと思います。

(委員)

わからないのですが、出捐金とはどういうものですか。

(室長)

出資金と同じようなものと考えてください。公共的な会などができるときに、全道各市でいくらずつ負担しようというのに近い意味でして、当初から決められて持ったというのが多いです。

(委員)

情報公開法に基づいて、出資した先の情報公開というのはされないのですか。

(室長)

情報公開法ではすべて対象になります。補助金を出している団体であれば、町内会でさえ情報公開の対象になりますので。

(会長)

指定管理者についても、いろいろな部分でそごがでてくると思います。「市民に安心・安定したサービスの提供」ときちんと規定しておいた方がよいのではないかと思います。

(室長)

指定管理者に関しては、条例の定め方には「個別」と「包括」の二つの方法があり、稚内市は個別条例の形を取りました。包括条例とは、「指定管理者はこうあるべきだ」ということを決めて、それから個々の条例を定めるのですけれども、個別条例とは、ひとつひとつ施設

ごとの条例の中に、「指定管理者はこうである」「指定管理者はこうしなければならない」等を全部入れてしまいます。今会長が言われたことは、包括条例のような形と思いますが、今年3月に議会で議論になった際、包括にするのではなく個別条例の中に全部入れるという説明をしています。指定管理者制度は新しいものなので、それが良いかどうかはわかりませんが、少し唐突になってしまう気がします。

(会 長)

「関与団体等」として一括で載せればさほど問題はないわけですね。

(室 長)

載せるとしたらそういう形のほうが良いと思います。

(主 幹)

ただ、「関与団体等」ということを解説文の中で説明しなければならないですね。

(会 長)

それは入れざるを得ないでしょう。ごく自然に入れておけばいいということですね。

(委 員)

そのような構成であればそれほど抵抗ないのでは。

(委 員)

プールの事件(埼玉の市営プールの死亡事故)があったように、下請けにまる投げして管理がおろそかになるということもありますので、「きちんと見ています」という意味でも、必要なことだと思います。

(委 員)

やはり、「市民に安全で安心な公共サービスを提供する」ということを伝えていかなければならないと思います。

(委 員)

出資先の問題は、市民にとっても関心が強いと思います。ですから、こういったことを明らかにしていくための行政運営のくくり(縛り)を載せられるのであればと思います。

ただ、市でも実情に合わせた条例を取っていることもあるので、あまり深く突っ込んだ表現はできないだろうと思います。

(会 長)

それでは、「関与団体等」として、「その目的が適切に達成されるよう、必要な意見、助言を述べることができる」、「市民に安心して安定した公共サービスの提供に努める」といったような文言を入れる、ということよろしいですか。

(委 員)

解説文がどのようになるかですね。

(会 長)

どうしても「関与団体等」としたときには、「出資法人」、「指定管理者」、「補助金交付団体」などと書くか、もしくは「出資法人等」を指しますとするのか。その辺は言い方だと思いますが。

(室 長)

今の考え方をすると、すべて補助団体を含みます。

ある意味、皆さんにとって厳しい話だと思います。補助金をもらっている団体はすべて対象になってきますので。

(委 員)

言ってみれば当然のことではありますね。特別のことではないし、さほど問題ないのではないかと。

(会 長)

逆にいうと、団体の方からも急に補助金が切られたときに、目的が適切に達成されるように頑張ってきたのにどうして…、という話もできるわけですよ。

(室 長)

こういう小さな街では、補助金がものすごく多いので波及も大変大きいと思います。ある意味、痛みを伴うことがあるかも知れないということです。

(委 員)

室長のおっしゃることもよくわかります。

(室 長)

もちろん、書くことは良いことだと思います。

(会 長)

実際に、補助金交付団体がどんどん切られています、自治基本条例のあるなしにかかわらず、切られているのですよ。だから、その辺りはあまり関係ないと思います。時代的に、関与団体について書かない訳にはいかないのでは？

では、このようなかたちでよろしいですか。

(事務局)

「市は、関与団体等に対して、その目的が適切に達成されるように、必要な意見、助言を述べることができる」ということですね。後段の部分は、「市民に安心で安定した公共サービスの提供に努める」というのも入れるのですか。それは、「関与団体は、」ということですか？

(会 長)

そうです。「関与団体等は、」ということです。

(室 長)

指定管理者はまさしくそうですが、「関与団体等」はあらゆる団体が入りますので、公共サービスということにはならないと思います。

(会 長)

そうなりますね。

(事務局)

それであれば、「市は、関与団体等に対して、その目的が適切に達成されるように、必要な意見、助言を述べることができます」だけ載せる、としましょうか。

(会 長)

そうですね、ではそうしましょう。これは「第 28 条に入れて残りをずらす」ということですね。

次に、「外部監査」についてです。

「外部監査」を入れる必要があるかどうか、必要だが時期尚早か、などの意見があるかと思えます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

通常、監査については監査委員条例があり、監査委員として議会から 1 名、市民から 1

名計2名が任命されています。通常、監査委員が監査を行っております。

「外部監査」ということですが、これは、監査委員に代わって外部の方が監査をするということで、地方自治法で「外部監査契約」というのが規定されています。

- ①包括外部監査契約…市政運営全般について、外部の専門的な知識を有する者(弁護士、公認会計士等)と毎会計年度監査契約をするものです。
- ②個別外部監査契約…事務監査請求、議会からの監査請求、首長からの監査請求、住民監査請求があった場合、監査委員に代えて契約に基づき監査するものです。

これらは、条例を設けなければできませんので、それぞれ市町村で外部監査契約の条例を作るということになります。それなりに予算がかかるという話です。

(会 長)

実質的に、重い意味をもつのは包括外部監査契約だと考えて良いですね。

(事務局)

自治基本条例に外部監査契約を盛り込んでいるところは非常に少なく、伊賀市、岸和田市くらいです。

(委 員)

仮に、住民が市の通常の監査以外の外部監査を求めた場合、それも議会で承認をもらわなくては契約には踏み込んでいけないのですか。

(事務局)

そうですね。当然、予算議決が伴いますので。

自治基本条例に外部監査契約が必要、と書いたとしても、必ず地方自治法に基づいた外部監査の条例が必要になります。

(主 幹)

今の監査機能を市民の方がどう評価するかだと思います。

(委 員)

今の監査委員は、例えば税理士などの資格を持っている方なのですか。

(室 長)

持っている方はいませんが、代表監査委員は学識経験者となっております。基本的には市のOBが多いです。

(会 長)

帯広市では、条文には載せませんでした。説明文の中で「外部監査の必要性が相当議論になった」と書いています。

(事務局)

帯広市は「その他の論議」という中に、「外部監査は、現段階では導入の必要性はないものと考えますが、公正と効率を確保し、透明性の高い行政運営を図る観点から、現行の監査機能の充実が重要です」と入れてあります。

(会 長)

ある委員さんから相当強い意見がでましたので。皆さんどうでしょうか。入れないとしても解説文の中でしっかり書いてもらおうとかたちでもいいのですが。

(委 員)

条文としては時期尚早という気がします。

(室 長)

現行の監査請求がされていないのに、外部監査が必要ということにはならないのではないのでしょうか。現行の監査請求がきちんと行われるということになれば、当然論議にはなるでしょうけれども。

(委 員)

現行の監査の問題と、外部監査の問題という大きな問題を二つ抱えているので、ここで議論しても結局は答えが出ないですね。

(会 長)

では、解説文の中で「これから外部監査の導入が 1 つの市の課題だ」のように書いておけばいいのではないのでしょうか。

(事務局)

どこの解説文になるのでしょうか。

(会 長)

つまり、載せないものについても「その他論議されたもの」として入れられないですか。条例句文に入らないものについては一切触れない、とするのですか？

(主 幹)

条例案として答申するものですから、「その他議論」という形ではできないかと思われます。もちろん議事録の中には、それなりの形として残るのではないかと思います。

(委 員)

あとは、答申書に「附帯意見」として提出する方法でしょうか。

(会 長)

そうですね。附帯意見として「まだ時期尚早である」とか、「もっと検証する必要がある」などの文言で入れていただくということにします。

では、次に第9章以降の(前回からの)修正点について事務局から説明いただきます。

(事務局)

今日、1条増えましたので、書いている条の数字はこのあと変わってくることになります。

第30条(国際交流の推進)では、「政治、経済、文化など～」となっていたのを「経済、教育、文化など～」へ修正しました。

第31条(環境整備と防犯・交通安全の推進)では、「学校、地域、関係機関と連携」を「学校、地域、家庭及び関係機関と連携」にしました。

第32条(危機管理)では、「市民の身体、生命と財産を守る～」を「市民の生命と財産を守る～」へ修正しました。

第33条(医療と福祉の充実)ということで条を追加し、「市は、市民の健康と安心な生活を守るために、医療と福祉の充実に努めます。」としまして、解説文も追加しています。

第34条(自然環境を活かしたまちづくり)の第2項で「市は～」となっていたのを「市民と市は～」としております。

第35条(条例の見直し)については、「市は、社会情勢などの変化に応じ～」を「市は、5年を超えない期間ごとに、社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し」へ修正しました。解説文もそれに合わせて修正し、特に最後の部分は「見直しの年限を入れ検討することで、この条例に対しての市民意識が、再び広がる効果が期待できるとともに、行政の恣意的な判断で検討や見直しが遅れたり、なされなかつたりすることを防止することになり」

ます」と入れています。

(会 長)

修正項目についてはよろしいですね。

それでは、総括的に議論していきたいと思います。審議会案をご覧ください。

(委 員)

条例名称については「自治基本条例」ですか。「まちづくり基本条例」とするのかなと思っていたのですが。

(会 長)

名称についてはまだ議論していませんね。

事務局としては「まちづくり基本条例」でもいいわけですよ。それとも「自治基本条例」と強く打ち出したいのですか。

(主 幹)

前の総務厚生常任委員会で、「まちづくり基本条例」も考えているという話をしたのですが、認識が異なりまして、私たちはイコールと考えているのですが、それはイコールではないという認識の議員さんもいらっしゃいました。

(会 長)

それはもう議員さんの認識不足だと思います。

一般的には、「自治基本条例」というのは市民から市から議会まで全部入ったかたちで規定しています。「行政基本条例」というのは議会を除いて規定されます。それから、住民参加の手続きを定めた「住民参加(手続き)条例」というのがあります。(このほかに、理念だけを定めた理念条例というのがありますが。)

それで、「まちづくり基本条例」というのは、非常にあいまいな言い方で、何にでも使えます。「行政基本条例」にも「自治基本条例」にも使えます。場合によっては「住民参加条例」も「まちづくり基本条例」になります。

市民向けの聞こえは「まちづくり基本条例」のほうがはるかにいいと思います。

(委 員)

前文の議論から一貫して「わかりやすい、読みやすい文章」でやってきたので、条例案の名称は「まちづくり基本条例」がいいと思います。

(委 員)

わかりやすいのは「まちづくり基本条例」ですが、解釈がそれぞれ違ってくるのではないかという部分でありまいだと思います。確かに条例の中身では、「まちづくり」についての表現は増えていますが、タイトルは「自治基本条例」として載せたほうがいい感じがしています。

(会 長)

意見が分かれました、どうしましょうか。

(室 長)

当初から「自治基本条例」として審議会をおこなってきていますので、議会でも私たちは「自治」と「まちづくり」をリンクさせて話をしています。議員さんには、「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」は全然違うものという思いが強いのです。

「まちづくり」は物を作ったりする都市計画(ハード)のイメージが強いようです。「まちづくり」はソフトが主流、という解釈が出たのは最近だと思います。

(委 員)

では、両方入れてみてはどうでしょう。「よりよい稚内のまちづくりのための自治基本条例」など。

(事務局)

それに似た条例名称をつけている自治体もあります。

草加市は「みんなでまちづくり自治基本条例」、奈井江町は「まちづくり自治基本条例」ですね。

(主 幹)

「まちづくり基本条例」という形で、もっと早い時期に審議会の方針として示していれば良かったのですが。ずっと「自治基本条例」ということで議会にも説明し、また広報誌等にも「自治基本条例」の名称で伝えてきていますので。

(室 長)

「自治基本条例」は真正面からとらえているが、「まちづくり基本条例」というと、一步引いてしまったかのような、どこか腰がくだけたかのようなイメージを(議員さんは)持っています。

(会 長)

では、名称はオーソドックスに「自治基本条例」としましょう。

それでは中身について見ていきたいと思います。
前文はよろしいですね。第1章総則からです。

(事務局)

審議会案でアンダーラインを引いてある部分が、前に条文案をお示したときに、審議会から修正を依頼されたところ です。

(会 長)

第2条の「～規則等の制定、改廃にあたっては、」という部分ですが、「～規則等の制定、改廃や、まちづくりに関する計画策定・変更にあたっては、～」という文言を入れる のでした よね。

(事務局)

修正します。

(会 長)

次は、定義(第3条)です。

(主 幹)

「コミュニティ」の定義についてですが、議事録等を読みますと、第8回の審議会では「コミュニティ活動」または「コミュニティ形成」について定義する、としていました。しかし、第10回の審議会では「コミュニティ」を定義する、としています。

議事録を公表している関係上、整合性を取らなければならないので、どちらで定義するのかを再度確認しておきたいのですが。

(会 長)

「コミュニティ」で定義するといっても、実質的には「活動」なのですよ。 「テーマ別に活動しているボランティア団体や町内会等、多様な組織をいいます」と書いてありますので。

(事務局)

現在、ここでは、「コミュニティとは、こういう組織です」という、組織のことを定義しております。

(会 長)

実際に活動している組織を指していますので、「コミュニティ」でいいと思います。

審議会では「まちづくり」や「コミュニティ」、「参画・協働」というわかりにくいものを定義しようということでした。場合によっては、「コミュニティ活動団体」と定義してもいいのではと思います。さほどニュアンスの違いはないと思います。

(室 長)

事務局としては、「まちづくり」や「コミュニティ」という概念は、確かにこの条例の中での定義ということですが、多様な考え方ができるため、定義といいながらも難しい、非常に意見が分かれるところです。多くのところでは定義しておりません。定義しない方が、争いにならないのではないかという思いがあります。我々にもよくわかりません。

(事務局)

他自治体の条例を調べてみますと、最近条例ができた自治体は「まちづくり」や「コミュニティ」について、ほとんど定義していません。最近の条例は、定義の欄が少ないというのが特徴です。何箇所か理由を聞いたところ、やはり(審議)委員さんからの要望もありましたが、きちんと定義するのが難しいという理由で、解説文に盛り込む形をとったそうです。

(会 長)

ただ、この審議会では、キーワードとなるものはなるべく定義しましょうという話で進めてきましたので。解説の文章もうまくまとめられていますので、ここはこれで良いと思うのですが。

(室 長)

決してだめだという訳ではありません。ただ、説明する我々も非常に苦しい展開になります。この定義はどうしてなのと言われると、それぞれ皆さんいろいろな考え方があると思います。この条例は確かに皆さんが考えられましたが、皆さんだけのものではなく市民のものなので、すべての市民の共通のコンセンサスなのかどうかということを、うまく説明出来るかどうかの不安はあります。

(会 長)

第13条に「コミュニティ」がありますので見ていただきたいと思います。定義には入れず、13条の条文だけでいいという考え方もできます。その辺の判断ではないかと思います。ただ、キーワードはどうしても定義したいという思いが審議会としてありましたので。13条はうまくまとまっていると思います。

(事務局)

定義のところ「コミュニティ」を定義しておいて、さらに第13条の条文でも、「町内会、ボ

ランティア団体、老人クラブ、文化・スポーツなどの団体」と載せています。前段で定義しているのに、どうなのかというのが1つ問題になると思います。

(会 長)

では、定義のところでは定義しないで、第13条で具体的に書けばいいのではないかと、ということですか。

(事務局)

そうです。そうであれば条文に詳細を載せるのは理解できるのですが。定義の意味が薄れてしまうのではと思います。

(会 長)

どうでしょうか。

(委 員)

「コミュニティ」の議論の際にも、では「まちづくり」とは一体何なのか、という基本の話に戻ったと思います。「コミュニティ」というのは、直接まちづくりにつながらなくても、まちづくりをする団体と幅広く捉えて定義しようという話でした。それがわかりづらい言葉なので、定義の中に盛り込み、それが個別条例の中でダブっても、よりわかりやすさを求めるためには表現していいような気がします。

定義の中にコミュニティを規定しないということになると、個別の第13条だけの解釈になりますから、そうなるとう違う意味合いと捉える方もいるのではないかと思います。第13条との整合性は取れていると思います。

(会 長)

では、「コミュニティ」、「まちづくり」はこのままでいいですね。

結局、私たちの審議の中で、「コミュニティ」と「まちづくり」と「参画・協働」をメインでやってきましたので、その思いが定義につながってきた、という感じがします。

続いて第2章まちづくりの基本原則、第3章情報共有です。

(委 員)

解説で第1号という言い方と第1項という言い方をしていますが、統一できないのでしょうか。

(室 長)

カッコ書きは「号」と言いまして、並列的という場合に使用します。「項」の場合は同じ条文

の中でも違うものによって変わっていくときに使用します。

(会 長)

では第2章、第3章はよろしいですか。

次に、第4章参画と協働です。住民投票の部分は前より随分簡潔になっています。

(室 長)

事務局からですが、第10条(協働の推進)の3項というのは、2項に含まれるのではないかと、並べて見ると基本的に同じことを言っているのではないのかと思うのですが。

(会 長)

これは、審議会でもかなり議論した部分で「市民同士が」ということと、「活動の場の提供」ということがあったものですから別になっています。もちろん重なっているのですが、「必要な支援」だけでも強調したいということでしたね。

(室 長)

その思いはわかりますが、もう一つ項立てにしなければならないのか、解説文の中で十分ではないのかという気がします。

(会 長)

ここでは、「市民同士が協働できる場の提供」、「きっかけづくり」という強い意見がありました。重なっても書くということは、それだけ強調されるということでこのような書き方になっています。

(委 員)

確か「転勤して来られた方がどのように参画しているのかわからない」ということから3項のような表現が出てきたと思います。

(会 長)

ワークショップでもずいぶん意見が出ていました。

(委 員)

読んでみると、確かに同じようなことを言っているように感じてしまいますね。この辺を解説でわかりやすくできないでしょうか。

(事務局)

今の解説ではあまり思いが伝わってこない気がします。
2 項と 3 項の条文をどう分けて解説するか、難しいです。

(会 長)

いっそ 2 項にまとめて、「市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報の提供、人材の派遣、市民同士が相互に協働できる場の提供等機会づくりに努めます。」としてはどうでしょうか。

(委 員)

確かこのときの議論は、協働によるまちづくりの推進には、市から一方的な支援を市民が受けるだけではなく、市民同士も相互に協働に対する力を発揮していきましょう、ということだったと思います。

(会 長)

そのとき議論して作った文章はこれではないですよ。

(委 員)

「市民の責務」に入れたのでしたか。

(室 長)

そのときの文章は第 15 条(市民の責務)の第 2 項に入っています。

第 10 条については、条例の作りとして、同じことを書いているように見えるので、いま会長がおっしゃったように、つなげてでも 1 つにしたほうがいいのではないかとことです。決して第 3 項を削除したほうがいいということではありません。

(会 長)

ではこうしましょう。

第 10 条第 2 項は「市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が相互に協働できる場の提供等機会づくりや情報提供など、市民の活動に対して必要な支援をおこなうよう努めます。この場合においての市の支援は、市民の自主性を損なわないものとし

次は「住民投票」、です。

確か、永住外国人を入れましょうという話でした。

(室 長)

かなりスッキリしたと思います。また、「住民」、「居住者」といった部分については、地方自治法との整合性を図り、調整しました。

(会 長)

「住民投票の請求・発議」はどうでしょうか。

(事務局)

以前は、「市に住所を有するもの及び本市に居住している永住外国人」としていましたが、「永住外国人を含む住民」としました。

また、「住民投票を規定した条例の制定を請求すること」と言っていた部分を「住民投票の実施を請求すること」にしました。

(主 幹)

というのは、永住外国人を含んでも、地方自治法上の直接請求の対象にはならないので、「条例の制定・改廃」を請求できないためです。ですから、「実施の請求」ということになりました。

(室 長)

ここでいう「住民」は地方自治法による住民という考え方です。

(会 長)

皆さんよろしいですね。

次は、第5章 市民、第6章 市長等です。

(事務局)

第14条(市民の権利)では、前回(昨日)の議論を受けて、「安全安心」という表現に統一しました。

(会 長)

第15条では、「一人ひとりの実情に応じて、個人のできる範囲でまちづくりに参画するよう努めます」という非常にやわらかい表現になりました。そのかわり、不利益条項をいれないということです。

(委 員)

第16条(市長の責務)第1項の「市長は、～市政運営の基本方針を毎年度、明らかにします。」とありますが、「毎年度」は取ってもいいのではないのでしょうか。逆に、1年に1回しか

しなくて良いというように見えるのですが。

(事務局)

毎年 3 月の議会で市長が明らかにしていますが、必ず「毎年度」という文言を入れなくてもいいとは思いますが。

(会長)

市政運営の基本方針は 1 年に 1 回示す義務的なものですよ。どこの自治体でもすることです。ですから、そういう義務付けているようなものとは別に書くのであれば、「毎年度」というのを取ってしまって、「市政運営についての考え方を常に明らかにします。」とすることもできるかもしれません。

(委員)

できれば、機会あるごとに市政に関わることは明らかにして欲しい、という気はします。毎年度は外した方がいいのでは？

(事務局)

そのようなことは、第 2 項のほうで書いている気がします。「市政運営の基本方針」というのは、その年一年間の基本方針のことですので、機会あるごとにはできますが、“常に”というわけにはいかないですね。

(室長)

基本方針なので、そう変わることはないと思いますし。

(会長)

では、「市政運営についての基本方針を明らかにします。」としましょう。解説文も直しておいて下さい。

(事務局)

第 17 条(市職員の責務)第 3 項の「～パイプ役」はおそらく(法令用語としては)直されるかもしれません。

(会長)

第 17 条第 1 項の「～効率的に行なう」は、「～効果的に行なう」ですね。直しておいて下さい。

では第7章「市議会」です。

(委員)

第20条(市議会議員の責務)第1項ですが、「市民の信託に応えるため～」としています
が、「信頼」にするのか、「信託」にするのかという議論があったと思います。

(室長)

事務局のほうで「信頼」と「信託」とは違い、選挙で選ばれた市民の代表として責任がある
という意味で「信託」としました。

(委員)

私も「信託」のほうがいいと思います。

(会長)

ではよろしいですね。

最後に、審議会素案と事務局意見との対比をご覧ください。

さきほどから、すべて並行して対比してきたということですが、全部確認をしていきましょ
う。

第3条(定義)(2)のところで、「市内に居住する者」を「市内に住所を有する者」としたの
はなぜですか？

(事務局)

住民投票のところで定住外国人を含むということで、「居住する者」ということばにしていた
のですが、自治法上の「住所を有する」という中には定住外国人も含むという解釈なのでそ
うしました。住民投票の部分を含め、整合性を図りました。

(会長)

第4条(まちづくりの基本原則)ですが、(2)で「積極的に参画すること」を「まちづくりに参
画する機会が保障されること」と直していますが、これはなぜですか？

(事務局)

理由に書いているとおり、「積極的に参画すること」が義務であるという誤解を招かないよ
うにするためです。

(室長)

この基本原則で、「参画すること」と言ってしまうと、「参画しなくてはだめなんだ」という

話になってしまい大問題です。当初文章にするときに、事務局のほうで間違えていたものと思われま

(会 長)

事務局案で良いと思います。

あとは、とくに問題はないですね。全体を通してもう一度お聞きしますが、何かございますか。

それからもう一つあるのですが、前文の前の「まえがき」の部分について、私が考えてきた文章がございます。この内容で良いかどうか、問題点や付け加える点などがありましたら、言ってください。

近年、「まちづくり」や「参画・協働」、「情報公開」といった言葉が、自治体職員の間でも、市民の間でも、盛んに語られるようになってきた。そして、「まちづくりの憲法」といわれる自治基本条例が、全国の多くの自治体でつくられたり、その作成が検討されている。実際、多くの自治体において、政策評価や情報公開、住民参加などの取り組みが行われるようになってきたし、環境基本条例などの個別条例の整備も進められてきた。さらに、福祉や教育、産業などで高質な政策展開がなされてきた。自治基本条例は、自治体のこのような施策の成果を踏まえてできたものであると、ほぼ言うことができるだろう。

自治基本条例の成果は、個別の政策などとは異なって、すぐに具体的なかたちでは現れにくい。しかし、その成果はジワリジワリと出てくることになろう。自治基本条例があるということで、市民、行政も常に自治基本条例を意識し、ことあれば自治基本条例をみて確認することにつながっていく。また、自治基本条例が整備されれば、これまでの施策の一層の充実や、新たな施策展開、新たな個別条例の整備の可能性が高まると思われるし、それが期待されるのである。

現在は、インターネットなどで全国各地の自治基本条例を調べることができるため、さまざまな自治基本条例のよいところだけを集めれば、文章だけは立派な条例が簡単にできる。別に、市民の策定委員会(審議会)を立ち上げなくても、また市役所内で研究プロジェクトをつくらなくても、職員が2人もいれば、「立派な？」条例はできるのである。しかし、それは何の意味も成さない。大切なのは自治基本条例の策定過程である。

稚内市の自治基本条例をつくるにあたっては、何よりも、この策定過程を重視した。そして、各委員は市民、市、議会がともに手を携えてまちづくりにはげむ「協働のまちづくり」が豊かな地域社会を築くことにつながると考えて、審議会に臨み、それぞれの立場からの意見を率直に述べた。審議会の回数が当初予定していたものより多くなったのは、ひとえに、各委員の建設的かつ熱心な議論があったからである。審議会の議論内容はかなり充実していたと考えるのである。さらに、審議会では、積極的に市民の傍聴を歓迎した。ほぼ毎回傍

聴に来られた市民の方もおられ、その熱心さに敬意を表したい。

また、行政の側は市役所内部に研究プロジェクトを立ち上げ、自ら研鑽するとともに、審議会にさまざまな情報を提供した。審議会と行政のキャッチボールが行われることによって、委員会の議論も深まっていったのである。また、ワークショップを7回行い、幅広く市民の意見を聞く機会を設けた。ワークショップでは、「協働のまちづくり」を行ううえで、行政が情報を市民に積極的に提供することが不可欠であるという意見が強く出された。このような意見をふまえ、審議会では「参画・協働」と「情報共有」がまちづくりのキーワードであると認識し、これを自治基本条例の重要な柱と考えたのである。ワークショップには、ほぼ毎回参加された方も数多くおられ、感謝申し上げたい。さらに、7月上旬には、市内各高校のご協力を得て、高校生の意見を聞く場を開いた。

まちづくりの憲法をつくるのだから、手間と時間がかかる。第1回目の自治基本条例審議会を2005年11月11日に開催してから、最終回の2006年10月13日までの約1年間で、実に、14回の自治基本条例審議会を開いた。勤務を終えた後の夜6時から約2時間半にわたる審議会の審議に出席された委員の皆様の熱心さ・バイタリティと、情報の提供に努めてくれた稚内市職員の皆様に感謝申し上げたい。審議会における自治基本条例の答申をきっかけにして、「市民力」「地域力」が高まり、稚内市の「協働のまちづくり」が一層充実することを期待したい。

(委員)

これは答申をするにあたってのものですか。

(事務局)

そうですね。審議会案の前にこれを入れます。

(会長)

審議会の経過や目的、内容など、スタンスを含めて入れ込んだものです。何か足りないところ、また余計なもの等ありませんか。

(委員)

いいと思います。

(会長)

ではこれでよろしいですね。

3 その他

(主 幹)

今日の審議会で追加や訂正になった部分は修正し、修正後の審議会案を来週月曜日に届けさせていただきます。内容をご確認いただき、(木曜日くらいまでに)再度ご意見等をお願いしたいと思います。

(室 長)

尚、本日欠席されている審議委員の方から、ここはどうしてもというご意見が出た場合は、会長と事務局で処理させていただきたいと思いますがよろしいですか。

(委 員)

委員長に一任します。(本日出席している委員については委員長に一任する)

(主 幹)

もう一点、答申というかたちで条例案を受け取り、その後議会へ行政の条例案として提案しますが、その過程で、市の法規担当の審査、法規審査委員会での審査を受け、最終的に庁内会議の決定を経て、議案として提出するため、議案の内容がすべてそのまま答申どおりというかたちになるとは今の時点で保障できない、ということをご理解いただきたいと思います。

(会 長)

微調整という線で頑張ってもらいたいと思います。この審議会の雰囲気や考え方、姿勢を十分ご理解いただいて、趣旨が曲がることのないようしっかり抵抗していただきたいと思います。

(事務局)

提出する答申案には、審議会の様子を写した写真を使わせていただきますのでご了解いただきたいと思います。

(会 長)

それから、ワークショップの開催についてはどのような予定になっていますか。

(室 長)

11月1日に答申案をそのまま議会の全員協議会で説明し、質問を受けるかたちになりますので、その後会長の日程等も聞きながら調整していく予定です。

ただ、ワークショップには周知が必要ですので、10月26日までには日程についてお知らせ

せできると思います。

(会 長)

それでは、本当に長いことありがとうございました。

約1年にわたり、本当にご苦勞様でした。

是非、今度はこれを作ったことによって稚内市の協働のまちづくりが進むことを祈念したいと思います。どうも本当にありがとうございました。

4 閉 会